

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年3月19日(木)13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、

堀内安全審査官、内海研開炉係長、佐々木技術参与

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

野島技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部 本部長代理

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他4名

5. 要旨

○原子力機構から、安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請への対応状況について説明があり、HAW 建屋貫通部からの浸水可能性の検討状況、代表漂流物の調査状況及び津波漂流物防護柵の検討状況が示された。

○原子力規制庁より、資料1～3について以下の内容を伝えた。

(資料1について)

- ・HAW 建屋の貫通部については、今回示された3つの貫通部以外についても網羅的にリストを作成し示すこと。その上で、それぞれの貫通部について、ウォークダウンを行い、具体的な閉止処置（止水の処置）の結果を写真等により示すこと。
- ・これらの貫通部等については、今後の点検や強度評価を行うとのことだが、現在分かっていることと今後行うことを資料上で明確に記載すること。
- ・開口部の口径が小さい等の理由により閉止処置が実施できない又は実施しない部分については、浸水時を想定した影響軽減対策などを示すこと。
- ・高放射性廃液等を移送する配管について、配管の利用目的、地面からの高さ、廃液移送ルート等の詳細な情報を具体的に説明すること。

(資料2及び資料3について)

- ・資料2 P9の代表漂流物の選定フロー図については、先行炉の東海第二と同様とのことだが、東海再処理施設はドライサイトではないことから、施設の特性を踏まえて再考すること。また、フローは選定に係る考え方のベースであるので、資料において初めに説明し、その後、当該フローを用いた選定結果を説明すること。
- ・資料3の津波漂流物防護柵については、何故防護柵を選定したのか等、津波対策の選定に係る考え方について整理し説明すること。
- ・いずれにしろ、資料2及び資料3については、検討途中の状況報告的な内容と認識したので、今後、内容を拡充した上で改めて説明すること。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

6. 配付資料

資料 1 : HAW 建屋地下貫通部からの浸水の可能性について

資料 2 : 東海再処理施設における代表漂流物の調査状況について

資料 3 : 津波漂流物防護柵について